

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則に対する意見公募の結果について

令和 6 年 4 月 24 日
原子力規制委員会

1. 概要

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和 5 年 11 月 9 日から同年 12 月 8 日まで(30 日間)

対 象：

➤ 核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数:16 件¹

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則（案）等に関する提出意見及び考え方

（１）核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則（案）

番号	提出意見	考え方
1	<p>原発で火災が頻繁しているし、火災による大事故の予兆を国がしっかり把握して分析させるためにも、消防設備の故障も国への報告の対象にした方が良い。</p>	<p>➤ 実用発電用原子炉施設に係る法令報告のうち火災に関しては、火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったときに、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 134 条第 4 号において報告を求めています。</p>
2	<p>第一種廃棄物埋設施設の解釈は作らないのですか？ 第一種廃棄物埋設施設と第二種廃棄物埋設施設と内容が概ね同じならば、第一種廃棄物埋設施設の解釈は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 2 条の 3 の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 3 4 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 2 9 条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈と同じように、まとめて 1 つの解釈とすれば良いのではないのでしょうか？</p>	<p>➤ 第一種廃棄物埋設施設については、現在、対象施設が存在しないため、今後、対象施設が具体化した場合、解釈の整備を検討します。</p>
3	<p>どの施設も軽微なものを除く運用となるのであれば取り立</p>	<p>➤ 原子力施設の安全に関する事象を報告対象とするた</p>

	<p>てて各規則で表現を変える必要はないので、修理のための特別の措置や軽微なものを除くという表現を一本化したらいいと思う</p>	<p>め、今般の関係規則の改正案では、「業に支障を及ぼしたとき」を削除することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。
<p>4</p>	<p>募集内容は、原子力施設等に係る事故故障等の報告一括改正と事解した。話題の肩側に建つと受託貯蔵者他多数規制対象者を顧みないものとしている。</p> <p>核燃料物質の受託貯蔵に関する規則に至って、事故故障等の報告に係る条文が欠落し、報告義務が課され得無い。従って、規制対象者に必要な報告義務を課せるよう、法の見直しも追って検討される必要がある。</p> <p>外国原子力船運航者、原子力事業者等から運搬を委託された者、軍艦の扱いも必要性鑑み合わせ、追って検討される必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 受託貯蔵については、現在、対象施設は存在しないため、今後、対象施設が具体化した場合、必要に応じ、規制上の取扱いを検討します。 ➤ 外国原子力船の事故については、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和53年運輸省令第70号）第35条の規定に基づき、試験研究用等原子炉設置者等が必要な報告を行います。 ➤ 原子力事業者から運搬を委託された者については、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第25条（以下「外運搬報告基準」という。）の規定に基づき、当該核燃料

		<p>物質を所有する原子力事業者等が必要な報告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ なお、軍艦については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第23条の2の規定のとおり、規制の対象ではありません。
5	<p>原子力災害が発生した時、多数の機器は連続的に損傷される事態となることが予想される。その度、その設備の故障ごとに、直ちに報告、また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく報告を求めると、原子力災害対策特別措置法の報告も重なって実手続きが煩雑になる。</p> <p>その為、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害が発生し、現に事故が進行している時の直ちに報告は、原子力災害対策特別措置法に基づく報告をもって原子炉等規制法に基づく報告も行ったと読み替えることができることや、処置の遅滞なく報告も、一連の原子力災害と纏めて報告出来るようにすることが実手続きとして求められるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法令報告は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）における通報とは、目的や対象事象が異なることから、それぞれ報告を求めることとしていますが、原災法第10条又は第15条に該当する事象が発生した場合には、原災法に基づく通報等を優先し、実務上実効的な運用を図ることを考えています。
6	<p>被爆したおそれて報告させるは間違っているガラスバッジが高い占領結果が出て被爆のおそれがあっても本当に被爆し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の故障その他の不測の事態により被ばくがあった場合は、法令上の限度に満たない場合であっても、施設

	たのかは調べてみなければ分からないガラスバッジの故障 かもしれないそういった支店をもちなさい	の故障等の原因を究明し、その発生の可能性及び発生した場合の影響を極力低減させることが望ましいことから、報告を求めています。事業者が被ばく線量の推定等をする際には、ガラスバッジでの測定に加え、空間線量率の測定値等の状況も加味して判断されることになると考えています。
7	核分裂生成物の盗取はどの規則に基づく報告になるのか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別の事案の状況に応じて事業者により判断されるものになりますが、例えば、盗取された核分裂生成物が核燃料物質に含まれる場合は、各施設の報告基準第1号に基づいて報告します。
8	<p>核燃料物質等の等は何を指すか。</p> <p>「核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）」だが「放射線障害」はどの号で報告義務を課すのか。</p> <p>放射線障害を除く「核燃料物質等の運搬に関し人の障害」とは具体的に何を指すのか。</p> <p>大規模自然災害などによって運搬車両と連絡が長期間途絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 核燃料物質等の「等」は、「核燃料物質によって汚染された物」を指します。 ➤ 核燃料物質等の運搬に関し人の放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、例えば、事業所外運搬の場合、外運搬報告基準第3号に基づいて報告します。 ➤ 放射線障害を除く人の障害については、落下障害等が挙げられます。 ➤ 核燃料物質を運搬する車両が所在不明となった場合

	<p>え、運搬車両の所在が不明となった場合は報告義務を課すのか。</p> <p>人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ず海洋投棄をした場合などはどの号を以て報告をするのか。</p> <p>運搬にあたって原子力規制委員会及び国土交通大臣への報告ではなく、原子力規制委員会のみとしているのは何故か。</p> <p>航空輸送、海上輸送、鉄道輸送などの報告基準は規定されているか、また、解釈は定められているか。</p>	<p>は、核燃料物質の所在不明が発生していることから、外運搬報告基準第1号に基づいて報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 船舶又は航空機による運搬については、国土交通省が所管しております。鉄道輸送は車両運搬の一種で、原子力規制委員会及び国土交通省が所管しており、原子力規制委員会所管部分については、外運搬報告基準及びその解釈を定めています。
9	<p>各解釈に</p> <p>4. 事例</p> <p>1 報告対象の事例</p> <p>2 報告対象でない事例</p> <p>を加えて欲しい</p> <p>その方が理解が深まる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 報告対象の事例、報告対象でない事例については、各施設を構成する設備等の特徴を考慮して記載しており、これまでもPWR及びABWRの制御棒の過挿入などは法令報告を求めないことを明記する等の改正を行ってきたところです。 ➤ 今後も、必要に応じて、加筆、修正を検討します。
10	<p>該当箇所：頁5 12行目？19行目</p> <p>内容：</p> <p>今回の改正の主旨である「原子力施設の安全への影響で法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力施設の安全に関する事象を報告対象とするため、今般の関係規則の改正案では、「業に支障を及ぼしたとき」を削除することとしています。一方で、加工施設における法令報告に係る解釈の第2号及び第3号の

	<p>令報告を判断すること」に賛同致します。</p> <p>その主旨を考慮し、「加工に支障を及ぼした」の削除ではなく、以下の変更を要望します。</p> <p>二 加工施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、安全に影響を及ぼしたとき。</p> <p>三 加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、加工施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、安全に影響を及ぼしたとき。</p>	<p>「1. 目的」に記載のとおり、「加工施設の故障を修理するために特別の措置を必要とする場合には、同施設の設計上想定していない事象が生じ、安全に影響を及ぼすおそれがある」こと、「閉じ込めの機能、放射線遮蔽の機能、火災若しくは爆発による損傷の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能が喪失し、又は喪失するおそれのある故障が発生した場合には、直ちに安全に影響を及ぼす可能性がある」ことから報告を求めることとしており、原案の記載で安全への影響も加味されていると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日開催）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。
11	<p>核燃料物質の使用等に関する規則等の一部を改正する規則(案)</p> <p>2 ページ 第六条の十第二項 2?3 行目</p> <p>「事業に支障を及ぼすおそれのあるとき」あるいは「核燃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法令報告の対象となるのは、「使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき」であり、施設の故障の全てが法令報告の対象となるわけではありません。

	<p>料物質の使用等に支障を及ぼしたとき」を削除すると、故障＝法令報告対象と判断することになり、頻繁に発生するイメージをしている。「施設設備の運転・維持管理、安全運営」など事業に替わる単語を入れた方が良いと考える。</p>	<p>➤ よって、原案のとおりとします。</p>
1 2	<p>他法令の事故報告制度の調査や水平展開はどうされていますか。</p> <p>原子力と火力と水力、放射性廃棄物と一般産業廃棄物と医療用放射性廃棄物、核燃料物質と放射性同位元素と放射性医薬品との関係などが考えられます。</p> <p>過去、報告を受ける必要性が低い法令報告事象への対応についてによって、他法令の事故報告制度の目的を調べていたようですが、目的だけでなく、事故報告制度のないような調査や水平展開を行うとより改善出来るため、他法令の事故報告制度の比較を今後意識して、進めていただきたいです。</p>	<p>➤ 原子力規制委員会においては、原子炉等規制法に基づき、必要な規制を行います。なお、原子力規制委員会は、原子力規制検査を通じて、事業者が是正処置プログラム（以下「CAP 活動」という。）等の一環として他の産業における事故事例等を参照していると認識しています。また、原子力規制庁内においても、技術情報検討会等を通じて情報共有を行っています。</p>
1 3	<p>液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度の測定が何らかの理由により出来ず、濃度限度を超えたか不明な期間がある場合の扱いについて回答いただき</p>	<p>➤ 事業所において行われる液体状の放射性廃棄物の廃棄については、各規則に定められた濃度限度に係る法令の遵守状況を確認する観点から、当該濃度限度を超えた場合に報告を求めています。</p>

	たい。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水中の放射性物質の濃度が測定できない場合は、設備や排水の状況等を勘案して、施設の故障や排水に係る報告基準に基づいて、事業者において法令報告の要否が判断されるものと考えています。
14	<p>複数の現場を掛け持ちしている下請の放射線業務従事者があちこちの現場で被ばくしてしまっ、後日に、原子力業者のひとつひとつの現場では線量は下回っていたものの、累計で線量の上限を上回っていたことがガラスバッジの累計で分かったことがあれば報告者はどの原子力業者かそれとも下請か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 線量限度を超えた時点で従事していた施設の事業者から報告を受けることとなります。
15	<p>パブコメ案に記載されている「安全」の定義が不明確である。</p> <p>ここでいっている「安全」は、「原子力安全」に限られるという理解でよいか。</p> <p>「原子力安全」という意味であるならば、「安全」を「原子力安全」と記載するべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力施設の安全を意味しておりますが、文意は変わりません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
16	<p>昔海外ではオークションサイトで核物質が出品されたり、譲渡や販売されたものが核物質と知らず被ばくした人がいます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事故の発生の有無に関わらず、法律に基づく許可を受けていない核燃料物質、核原料物質、また、それらと疑われる放射性物質を発見した場合は、原子力規制委員

	<p>日本でもラドン発生器が販売された過去があり核物質と知らずに販売される可能性もあります</p> <p>結果として事故が起きた場合の扱いはどうすれば良いですか</p>	<p>会まで御連絡ください。</p> <p>(参考 URL)</p> <p>https://www.nra.go.jp/nra/gaiyou/panflet/houshasen.html 管理下でない放射性物質を見つけたら 原子力規制委員会</p>
--	--	--

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 62 条の 3 の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 129 条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案）等

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 2 条の 3 の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 3 4 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 2 9 条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案）		
番号	提出意見	考え方
	<廃止措置段階の規定>	
1	「実用炉則等等による報告に関する解釈」について ・ 14 ページの 6 行目「貯蔵施設」は「核燃料物質の貯蔵施設」のほうがよい。実用炉則第 3 条の規定のとおり。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 核燃料物質が貯蔵される施設であることが明白であるため、「貯蔵施設」は「核燃料物質の貯蔵施設」のほうがよい」との御意見については原案のとおりとします。
2	<p>【1 点目】</p> <p>改正案「実用炉規則の解釈」の「3 その他 廃止措置段階にある発電用原子炉施設の取扱い」において「?すべての燃料体?原子炉施設の貯蔵施設外に搬出?」とあるが、貯蔵施設には、燃料使用規則で申請している LPRM 等の核計装品及び RI 規則で申請している放射性同位元素の中性子源、更には発電用原子炉施設である炉内構造物の制御棒等も保管さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘の記載は、廃止措置の進捗により発電用原子炉施設の状態が変化していくことを踏まえ、燃料体搬出の時期によって廃止措置段階にある発電用原子炉施設の法令報告の運用を整理したものです。御指摘の核計装品等の機器については、それらの許認可上の位置付け及び発電用原子炉施設の廃止措置の進捗状況によって、別途規定されている核燃料物質の

	<p>れているため、「燃料体」という記載を変更すべきと考えるが。</p> <p>併せて、改正案「燃料使用規則の解釈」や「放射性同位元素の解釈を改正」し、各々の解釈に記載すべきと考えるが。</p>	<p>使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）等を適用して法令報告がなされるものと考えています。なお、令和 5 年 10 月 27 日に開催された第 7 回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合において、同旨の内容が議論されております。</p> <p>➤ よって、本件に関する各解釈の記載については原案のとおりとします。</p>
3	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 2 条の 3 の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 3 4 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 2 9 条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（案）について</p> <p>第 3 号における、2. 語句・文章の解釈 について</p> <p>「研究開発段階炉の「安全上重要な機器等」については、当分の間は、設計及び工事の計画の認可が必要な機器等とする。」とあるが、これまでの原子力規制委員会で審議等された資料などにおいて、廃止措置計画が認可された施設における、廃止措置のための機器等の改造等については、設計</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、第 3 号の解釈に対する「3. 運用上の留意点」中の記載について「⑦ 研究開発段階炉の「安全上重要な機器等」については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 1 4 の技術上の基準に適合するように維持することが必要な機器等とする。」に修正します。</p>

	及び工事の計画の認可が不要であると判断がされている。 これらのことから、廃止措置に用いる機器等については、設計及び工事の計画の認可が不要であることから「安全上重要な機器等」には該当しないという理解でよいか。	
4	<p>廃止措置段階にある発電用原子炉施設の取扱い規定は第五号を直接的に適用できない為に規則改正が必要です。廃止措置段階では発電用原子炉の運転は行われておらず「発電用原子炉の運転に及ぼす支障」を直接的適用することは適切と言えず、廃止措置段階の施設運用上の基準は「運転上の制限」とは異なるためです。なお、解釈による定義付けのみでは法令上読み切ることが困難です。</p> <p>従って「発電用原子炉の運転に及ぼす支障が」を削除して「軽微なものを除く」のみとし、「運転上の制限」には括弧書きで「廃止措置の保安のために必要な機能の維持を含む」とすることを意見します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃止措置段階にある発電用原子炉に関して、当該発電用原子炉施設から全ての燃料体を貯蔵施設の外に搬出するまでは、実用炉規則第 134 条第 3 号から第 5 号に規定する事項については、その時点での当該発電用原子炉施設の安全に関係する事象に限って報告を求めています。 ➤ なお、御意見のあった実用炉規則と解釈の整合性については、他の事業規則等も含めて、今後、検討していきます。
	<火災関係>	
5	福井県の原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書は、発電所敷地内において火災が発生したときの連絡を求めています。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発電用原子炉施設における火災については、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があった場合以外は、原子力安全への

	<p>原子力規制委員会も、火災による安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったときに限らず、火災が発生した旨を原子力規制委員会に直ちに報告して、その状況及びそれに対する処置も遅滞なく報告して火災の調査がかかる仕組みにして欲しいです。</p>	
6	<p>発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、実用炉規則第三百三十五条に基づき応急の措置を講じることになるが、火災が起こるのみでは原子力規制委員会への通報義務はない。一方、原子炉等規制法第六十四条に基づき原子力規制委員会は必要な措置を講ずることを命ずることができる立場にある。</p> <p>原子力規制委員会が必要な措置を講ずることを命ずるにあたって必要な情報を収集するために、実用炉規則第三百三十四条は、火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったときではなく、発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合とし、必要な措置を講じるための情報が収集出来るようにすべき。更に火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合も情報が収集</p>	<p>影響により直ちに人や環境に影響を及ぼすおそれがあるとは考えにくいことから、現時点では事業者から法令報告を受けることは必ずしも必要ないと考えています。</p> <p>➤ 一方、火災の原因等については、事業者のCAP活動等の中で是正処置が図られているものと承知しており、原子力規制委員会は、それらの活動を監視しています。</p>

	出来るようにすべき。	
7	<p>火災の消火は分かるのですが、延焼の防止の措置は一体何ものなのですか？江戸時代の火消しみたいに建物や構造物を破壊して取り払って延焼を防ぐということに近いことを行うものなのですか？火災が起きたその時に行う火災の消火じゃない延焼の防止の措置とは何ものなのか分かるようにしてください。</p> <p>延焼の防止の措置が火災を止めるために原発を故障させることも厭わないならそれは果たしてやむを得ない行為と言えないです。むしろ延焼の防止の措置によって原発を壊すことになります。</p> <p>また必要以上に延焼の防止の措置で原発を故障させてしまうと鎮火しても原発の危険性がより高まります。</p> <p>また火災によって生じた故障か消火活動によって生じた故障かは火災の状況によっては判別できません。火災で故障したけど、その後に消火活動してたらどっちか分からないことになって報告されない可能性があります。</p> <p>なので報告は要しないを撤回してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（原規技発第 1306195 号）において、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であることを定めており、例えば、互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること等を要件としています。 ➤ また、運転中又は停止中等の状況に応じて、その動作可否により発電用原子炉施設の安全性に影響を与え得る機器等が異なってくるため、火災発生時には、事業者の判断により、施設の安全性を優先した消火活動を行うことができるよう、消火活動による機器等の故障を法令報告の対象から除外できる規定を置いています。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ よって、原案のとおりとします。
	<p><検査制度との役割分担></p>	
8	<p>令和5年7月のパブリックコメントでも意見したが、浸水防護施設の点検で浸水防護施設に事故故障等が判明しても、実用炉規則らでは国への事故故障等の報告は成されない状態の改善は必要と考える。</p> <p>特に防潮堤は福島事故を引き起こした津波の対策の為に設置した設備である為、事故故障等の報告は必要と考える。</p> <p>報道では東海第二原発において防潮堤工事の不備が報じられている。東海第二原発は未だ再稼働して居らず、工事中の不備として報じられる結果と成ったが、仮に再稼働後の点検において浸水防護施設の故障が判明した場合に、国への事故故障等の報告が法の要求では成されず、県や県民も把握することが困難となる事になる。</p> <p>従って、事故故障等の報告の再検討を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘の点については、事業者の CAP 活動等の中で是正処置が図られているものと承知しており、原子力規制委員会は、それらの活動を監視しています。 ➤ 法令報告との関係については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日）資料2の「5. 今後の対応方針（委員会了承事項）」において示しているとおりに、法令報告の対象や運用について、今後、法令報告と原子力規制検査の役割分担の観点から、実用発電用原子炉施設を含めて検討することとしております。
	<p><事故報告の対象></p>	
9	<p>安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の等はそれぞれ何を指すのか説明してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘の「安全上重要な機器等」については、実用炉規則第82条第1項において定義されており、その詳細は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

		<p>の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示（平成15年経済産業省告示第327号）において規定されています。</p> <p>➤ 御指摘の「常設重大事故等対処設備に属する機器等」については、実用炉規則第82条第1項において、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「設置許可基準規則」という。）第43条第2項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物を指すと規定されています。</p>
10	<p>自社で設けた発電所の自主設備によって人の障害が発生した場合は十四号の報告対象外でしょうか。</p>	<p>➤ 本解釈で使用している「発電用原子炉施設」は、実用炉規則第3条第1項第2号ハからヌまでに該当する施設を指しています。これらに該当する場合は、報告の対象となり得ます。</p>
11	<p>発電用原子炉施設の故障は、設備の故障だけではなく、建屋の損壊がないことも含めて見張るべきです。</p> <p>例えば、竜巻による飛来物によって建屋が損壊した場合は事故報告に当たるように、その損壊基準も含めて見張れるように組み替えてください。</p>	<p>➤ 本解釈で使用している「発電用原子炉施設」は、実用炉規則第3条第1項第2号ハからヌまでに該当する施設を指しています。その中には、原子炉建屋、原子炉補助建屋等が含まれており、これらに該当する場合は、報告の対象となり得ます。</p>

<p>1 2</p>	<p>1 「発電用原子炉施設」の実用炉規則第3条第1項第2号ハからヌまでに該当する施設の中に、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備、非常用取水設備、敷地内土木構造物、緊急時対策所を内包し、可搬型重大事故等対処設備を内包し、アクセスルート、多様性拡張設備は除外されているとのことか。</p> <p>2 発電用原子炉施設の外部電源における保安上の責任分界点は基礎の安定性評価を行った送電鉄塔までとのことか。</p> <p>3 停電は、発電用原子炉施設の故障による運転の停止又は出力変化に該当しないとのことだが、変電所、送電鉄塔、開閉所それぞれの故障によるものは発電用原子炉施設の故障にあたるのか。</p> <p>上3点明らかにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘の「「発電用原子炉施設」の実用炉規則第3条第1項第2号ハからヌまでに該当する施設」に含まれる設備については、実用炉規則別表第一及び第二に記載されている設備が報告の対象となり得ます。 ➤ 開閉所の外側の第一鉄塔までの施設に関して、原子炉等規制法に基づく法令報告を求める運用としています。
<p>1 3</p>	<p>「点検・工事等のための作業用機器や仮設機器・設備等が原因で障害が発生した場合」には、発電用原子炉施設の建屋の建設に用いる鉄骨の落下などの取付前の施設の部品による労働災害も含まれており、労働基準法による是正が図られることから、原子炉等の規制では報告対象外という事で</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実用発電用原子炉及び研究開発段階発電用原子炉における法令報告に係る解釈の第14号の「2. 語句・文章の解釈」に記載のとおり、御指摘の「点検・工事等のための作業用機器や仮設機器・設備等が原因で障害が発生した場合」は、報告の対象から除外してい

	よろしいでしょうか。	ます。
14	<p>実用炉の燃料ピットに保管されている使用済燃料が不測の事態によって臨界した場合の報告は実用炉規則ではなく使用済燃料貯蔵規則に則るのですか？実用炉規則では使用済燃料が臨界した場合の規定はありませんでした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設置許可基準規則に基づき、燃料体等の貯蔵施設は、燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする 것과等を求めており、適合性審査においてその要求を満たしていることを確認しています。これを踏まえ、貯蔵施設での臨界のような発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたときは、既存の号に基づく法令報告の対象となると考えています。 ➤ なお、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）は、使用済燃料貯蔵事業者に対し適用される規則であり、発電用原子炉設置者には適用されません。
	<被ばく関係>	
15	<p>実用炉則第134条及び研究開発段階炉則第129条による報告に関する解釈（案）などにおいて当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトの数値の解釈が書かれておらず、五ミリ、〇・五ミリの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘のとおり、解釈の記載が異なりますが、運用上の差はないため、原案のとおりとします。また、当該部分の記載については、今後検討します。

	<p>設定の考え方が不明瞭。また、超えるおそれのあるときの考え方や他の記載などが他の施設の解釈によって意味合いが異なる文言となっている。</p>	
<p>16</p>	<p>第七十九条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときの定量的な数値が告示が比較しか見つからなく最新が分からないので書いておいて欲しいのと、11号、12号の被爆はいずれか1つの値で示せばいいのに号を分けている理由が理解できないから書いておいて欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実用炉規則第79条第1項第1号の規定に基づく線量限度は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）第5条で定められており、原子力規制委員会のHPにおいて公開されています。 ➤ 実用発電用原子炉及び研究開発段階発電用原子炉における法令報告に係る解釈の第11号の「1. 目的」において「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態により、管理区域内において放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者に被ばくがあった場合は、別に定めがある法令上の限度に満たない場合であっても、発電用原子炉施設の故障等の原因を究明し、その発生の可能性及び発生した場合の影響を極力低減させることが望ましいことから、報告を求めるものである。」と規定されています。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一方、実用発電用原子炉及び研究開発段階発電用原子炉における法令報告に係る解釈の第12号の「1. 目的」において「放射線業務従事者が受ける線量について、実用炉規則又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）に定められた線量限度に係る法令の遵守状況を確認する観点から、当該線量限度を超えた場合に報告を求めるものである。」と規定されています。 ➤ これらは別の目的のために規定されているもののため、1つの値で示すことはできません。
	<p><その他></p>	
<p>17</p>	<p>「消耗品の交換及び機器の調整」は規則各号の用語では無い。したがって「本号」を「本解釈」に改める。</p> <p>「発電用原子炉施設の故障を速やかに復旧するために、故障の状況、復旧措置の内容、工程、LCOの逸脱の内容及びその影響等について予め計画」は、各発電所の保安規定に基づく「予防保全を目的とした点検・保守（青旗作業）」を意味するのか。青旗作業は「発電用原子炉施設の故障を速やかに復旧するため」の作業も含まれるのか。連絡した上でL</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見を踏まえ、「本号」を「本解釈」と修正します。 ➤ 「予防保全を目的とした点検・保守」は、運転上の制限が設定されている設備・機器及びそれらに直接的に関連する設備・機器に対して「予防保全を目的とした点検・保守であって、対象設備・機器に要求される機能が維持されていることはもちろんのこと、故障、損傷等の兆候がない状態から実施するもの。」に限定

	<p>COの逸脱を行う場合の「関係機関」は、原子力規制庁以外の機関が含まれるのか。</p>	<p>され、機能確認試験や消耗品の交換、清掃、手入れ等の点検・保守には適用できますが、機器に故障、損傷の兆候がある場合やその機能が低下している場合に伴う点検・保守には適用できません。</p> <p>➤ 各原子力事業者等は、必要に応じて自治体との協定や公表に係る規定等を策定・運用していると承知しており、「関係機関」は原子力規制庁を含めたそのような事業者独自の規定に基づく情報伝達等を想定しています。</p>
<p>18</p>	<p>人の障害には、感電事故も含まれているのでしょうか。</p> <p>原子力電気関係報告規則の感電又は原子力発電工作物の破損事故若しくは誤操作若しくは原子力発電工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）に該当し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の発電用原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときには該当しない状態とはどのような場合がありますでしょうか。この両規則の境界線を説明して</p>	<p>➤ 御質問の「感電事故」については、感電に至る経緯が様々であり、具体的に法令報告に該当する事象を記載することが困難であるため、個別事象ごとに事業者が法令報告の該当性を判断することになります。</p>

	<p>解釈に明記してください。</p> <p>また、現行の人の障害が発生するおそれがあるときのおそれとは具体的に何を想定した規定か、またおそれを適用した実例を説明して解釈に明記してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力規制委員会発足後、御指摘の「人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」に関する法令報告を受けた例はありません。
--	--	---

②核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案）		
番号	提出意見	考え方
	<p><火災関係></p>	
1	<p>加工に関する基準</p> <p>火災又は爆発が発生した場合であっても、コンクリート、金属等の不燃物で区画されている中に加工施設の加工に関連する主要な機器やそれらを制御する設備が《収納されていない場合》において、収納物のみの損傷に留まったとき。</p> <p>《》は《収納されている場合》ではないか。収納されていないのに収納物のみの損傷に留まることの意味が分からない。</p> <p>また、収納物が3時間以上の耐火能力を有する耐火壁その</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 加工施設の加工に関連する主要な機器やそれらを制御する設備がコンクリート、金属等の不燃物で区画されている中に収納されていない場合に、その区画の中で火災又は爆発が発生し、収納物のみの損傷に留まったときは、原子力施設の安全に影響を及ぼさないと考えられるため、法令報告の対象になりません。 ➤ また、火災又は爆発の防止の機能を有する耐火壁が加工施設の故障により、機能が喪失し、又は喪失するおそれがある場合は、法令報告の対象となります。 ➤ よって、原案のとおりとします。

	他を含むならば、耐火壁の機能が損なわれ、火災若しくは爆発の防止の機能を喪失している判断に至るのではないか。	
2	<p>「火災若しくは爆発の防止の機能」の具体的な設備対象はなんですか。</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、金属製避難はしご、消火器、粉じん等による爆発又は火災を防止するための換気等の設備など、労働基準法や消防法による爆発又は火災の防止設備がこれにあたりますか。</p>	<p>➤ 各事業者の個別施設に対する原子炉等規制法上の位置付けについては、一律に回答することは困難ですが、具体的な設備については、各加工施設の特徴を踏まえて設置されているため、その状況に応じて、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号、以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 第 2 号又は第 3 号において報告を求めています。</p>
3	燃料施設を火災事象を消火によって損傷させたときには報告対象となるよう読めるのは何故であるか、運用で研究炉の考え方と同様の整理になるか	<p>➤ 火災により加工施設の安全に影響を与えたときは法令報告の対象となります。</p>
	<事故報告の対象関係>	
4	<p>加工規則第 9 条の 16 の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見></p> <p>4 頁の下から 6 行目の「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」に「○故障が発生することを想定し予備系統が設置されており、予備系統へ切り替えることで安全確保</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」に「○故障が発生することを想定し予備系統が設置されており、予備系統へ切り替えることで安全確保ができた場合において、故障が通常の保守の範囲で復旧できたとき。ただし、火災又は爆発のおそれがあるときを除く。」を追記します。なお、火災又は</p>

ができた場合において、故障が通常の保守の範囲で復旧できたとき。」を追記していただきたい。

<理由>

加工施設においても、故障が発生する場合を想定し予備系統が設置されている場合があるため記載統一の観点から追記が必要であるため。

・再処理規則第19条の16の規定による報告に関する解釈(案)では、(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)として、5頁の下から10行目「○故障が発生することを想定し予備系統が設置されており、予備系統へ切り替えることで安全確保ができた場合において、故障が通常の保守の範囲で復旧できたとき。ただし、火災又は爆発のおそれがあるときを除く。」が記されている。

なお、ただし書きは、5頁の上から9行目の「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」に「○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。」および2頁の下から8行目の「1. 目的」の安全に影響を及ぼすおそれ・安全に影響

爆発のおそれがあるときは、第3号による報告対象となることも考えられることから、「ただし、火災又は爆発のおそれがあるときを除く。」も含めることとします。

	を及ぼす可能性があるため報告を求めるとされていることを考慮し、追記不要と考えた。	
5	<p>該当箇所：頁5 16行目</p> <p>「再処理規則」及び「廃棄物管理規則」の第二号及び第三号の対象とならない場合の例の「故障が発生することを想定し予備系統が設置されており、予備系統へ切り替えることで安全確保ができた場合において、故障が通常の保守の範囲で復旧できたとき。ただし、火災又は爆発のおそれがあるときを除く。」は、加工施設にも当て嵌まるため、加工規則の第二号及び第三号の対象とならない場合の例への追加を要望します。</p>	
6	<p>加工規則第9条の16の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見></p> <p>4頁の上から24行目の「(第三号の対象となる場合の例)」の「○熱的制限値に係るインターロックが作動しない範囲で運転を制御している制御系等の故障により、熱的制限値に係るインターロックが作動したとき。」は、削除していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 制御系等が故障した状態でインターロックが作動した場合を法令報告の対象としています。これは、インターロックが作動した時点での施設の運転状況が、熱的制限値と比較してどのような状況であったかが把握できないと考えられるためです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8

	<p><理由></p> <p>本事例が熱的制限値を超えないようにインターロックが作動するというのであれば、2頁の下から8行目の“1. 目的”の“安全に影響を及ぼすおそれがあるため、報告を求める”ないし“直ちに安全に影響を及ぼす可能性があるため、報告を求める”とは整合せず、インターロック作動により安全が維持されるので第三号の対象となる場合の例として適当ではない。</p> <p>また、作動したインターロックが、故障により熱的制限値を超えてから作動したのであれば、4頁の上から22行目の“○保安規定に定められた熱的制限値又は化学的制限値を超えたとき。”に該当し重複するため、本記載は不要であるため。</p>	<p>日開催) 了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。</p>
7	<p>意見の対象となる案件</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について(案)</p>	<p>➤ 原子力施設の安全に関する事象を報告対象とするため、今般の関係規則の改正案では、「業に支障を及ぼしたとき」を削除することとしています。これを踏まえ、各規則の解釈においても、同様に「業に影響を与えなかったとき」の旨を削除することとしています。</p>

今回の改正の主旨である「原子力施設の安全への影響で法令報告を判断すること」に賛同致します。

その主旨を考慮し、解釈の記述について、以下の変更を要望します。

該当箇所：頁3 25行目

今回の改正の主旨は、原子力施設の安全への影響で法令報告を判断することであり、

「○加工施設で火災又は爆発が発生したことにより、加工施設の機器が損傷し、安全に影響を及ぼしたとき。」への変更を要望します。

該当箇所：頁5 11行目？13行目

「火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。」と同様に、「火災又は爆発が発生した場合であっても、コンクリート、金属等の不燃物で区画されている中に加工施設の加工に関連する主要な機器やそれらを制御する設備が収納さ

➤ よって、原案のとおりとします。

➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日開催）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。

	れていない場合において、収納物のみの損傷に留り、安全に影響を与えなかつたとき。」への変更を要望します。	
--	---	--

③核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案）		
番号	提出意見	考え方
1	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（案）14ページ 10?11行目</p> <p>「第3号及び第4号の適用に当たっては、その時点での試験研究用等原子炉施設の安全に係る事象のみが報告対象となる。」とあるが、廃止措置施設における「安全に係る事象」の定義が不明確である。全ての燃料体が施設外に搬出された時点で、原則、第3号及び第4号が適用除外されることや、燃料プール水浄化設備のように当該設備の故障が直ちに燃料の健全性を損なうものではない機器もあることから、「安全に係る事象」とは原則、「施設内の燃料体の健全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃止措置段階にある施設に係る法令報告については、既に「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（案）」（以下「試験研究用等原子炉における法令報告に係る解釈」という。）の「Ⅲ その他」の②において、既に燃料体が廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設の貯蔵施設内に存在しない場合の運用が記載されています。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、法令報告事象については令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日開催）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き検討を進め

<p>全性を直接的に損なう事象又は使用済燃料の冷却機能の喪失事象」を指す) といった注釈を入れるべきである。</p>	<p>ることとしており、解釈の内容についても必要に応じて検討します。</p>
--	--

<p>④核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について (案)</p>		
番号	提出意見	考え方
	<p><事故報告の対象関係></p>	
1	<p>「十二 前各号のほか、再処理施設に関し、人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 」ということは、放射線障害は、入院治療の有無に関係なく、発生し、又は発生するおそれがある場合十二の報告対象になるということでしょうか。</p> <p>また、「再処理施設の故障など」には、操業開始前の工事の工事中の設備の故障も含むのでしょうか。例えば、工事中の設備の故障によって、人の障害が発生した場合は報告対象でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御認識のとおり、再処理施設に関し放射線障害が発生した場合、入院治療の有無に関わらず、法制報告の対象となります。 ➤ 「点検・工事等のための作業用機器や仮設機器・設備等が原因で障害が発生した場合」は、再処理施設に関する事象ではなく、原子力安全に係るものではないことから、法令報告の対象外としています。一方、工事等に関連する点検・工事等のための作業用機器や仮設機器・設備等によって、再処理施設が損傷し、人の障

		害が発生した場合は、法令報告の対象となり得ます。
2	<p>再処理規則第19条の16の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見></p> <p>7頁の上から19行目の「六 液体状の放射性廃棄物を海洋放出施設によつて排出した場合において、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が第十六条第七号の濃度限度を超えたとき。」を「六 液体状の放射性廃棄物を海洋放出施設によつて排出した場合において、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が第十六条第七号の線量限度を超えたとき。」に修正していただきたい。</p> <p>また、7頁の上から23行目の「事業所において行われる液体状の放射性廃棄物の廃棄について、再処理規則に定められた濃度限度に係る法令の遵守状況を確認する観点から、当該濃度限度を超えた場合に報告を求めるものである。（参考）再処理規則第16条第7号の規定に基づく濃度限度は、線量告示第8条に定められ。」を「「事業所において行われる液体状の放射性廃棄物の廃棄について、再処理規則に定めら</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「六 液体状の放射性廃棄物を海洋放出施設によつて排出した場合において、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が第十六条第七号の線量限度を超えたとき。」に修正します。</p> <p>➤ 御意見を踏まえ、「事業所において行われる液体状の放射性廃棄物の廃棄について、再処理規則に定められた線量限度に係る法令の遵守状況を確認する観点から、当該線量限度を超えた場合に報告を求めるものである。」及び「（参考）再処理規則第16条第7号の規定に基づく線量限度は、線量告示第8条第3項に定められる。」に修正します。</p>

	<p>れた線量限度に係る法令の遵守状況を確認する観点から、当該線量限度を超えた場合に報告を求めるものである。（参考）再処理規則第16条第7号の規定に基づく線量限度は、線量告示第8条に定められる。」に修正していただきたい。</p> <p><理由> 誤記のため。 再処理規則 第16条の第7号は、原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすることを規定している。</p>	
3	<p>再処理規則第19条の16の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見> 3頁の上から21行目の「3. 運用上の留意点」に「第二号の対象となる場合の例については、再処理施設の故障に係る修理のため特別の措置を必要とするときに報告対象となる。」を追記していただきたい。</p> <p><理由> 解釈案の「1. 目的」2頁の下から7行目に「再処理施設の故障を修理するために特別の措置を必要とする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の内容は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）第19条の16（以下「再処理施設報告基準」という。）に規定されており、明確であると考えています。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日開催）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。

には、同施設の設計上想定していない事象が生じ、安全に影響を及ぼすおそれがあるため、報告を求めるものである。」とされているが、「(第二号の対象となる場合の例)」3頁の下から13行目では、「○安全上重要な施設以外で火災又は爆発が発生したことにより、再処理施設の機器が損傷したとき。」とあるなど、特別の措置を要するか否かに係らず報告を求めると解釈できる例が示されており、第二号の報告対象の定義を明記する必要がある。

4	<p>再処理規則第19条の16の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見></p> <p>6頁の上から6行目の「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」の「○落雷等の外的要因により運転が停止した場合において、再処理施設の故障がなく、点検後速やかに復旧できたとき。」を削除していただきたい。</p> <p><理由></p> <p>改正前の規則の第19条の16の第二号「再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、再処理に支障を及ぼしたとき。」では、記載されるべき事項であるが、規則の第19条の16の第二号は「再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。」とする改正案が示されており、「再処理に支障を及ぼしたとき。」が削除されていることから、この例は記載できない事項と考えられる。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」の「○落雷等の外的要因により運転が停止した場合において、再処理施設の故障がなく、点検後速やかに復旧できたとき。」を削除します。なお、落雷により再処理施設の安全上重要な機器が故障したことにより、重大事故等に対処するための機能等を喪失又は喪失するおそれがあるとき等は、法令報告に該当します。</p>
---	--	--

<p>5</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第 62 条の 3 の規定に基づく使用済燃料の再処理の事業に 関する規則第 19 条の 16 の規定による原子力規制委員会へ の事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案） 11 ページ 3?4 行目 「廃止措置段階にある再処理施設の取扱い」に記載され ている「その時点での施設の安全に係る事象のみを報 告対象とする」については、以下の理解でよいか。 ○「その時点」とは、事故等が発生した時点。 ○「安全に係る事象」とは、前各号（事例等を含む） に示す事象。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「その時点」の解釈は、御認識のとおりです。 ➤ 「安全に係る事象」については、施設の廃止措置 の状況に応じて変化します。例えば、廃止措置が進捗 し、施設内に冷却を必要とする核燃料物質等が存在し ない段階においては、冷却に係る機器の故障を法令報 告対象とする必要はありません。
<p>6</p>	<p>再処理施設で、安全設備が存在する建物や土木施設で工 事クレーンや工事設備の崩壊で壊れたり、建物の地盤に甚 大な地割れなどが起きた時は、どの項目で報告するのです か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 例えば、再処理施設の故障に関し、閉じ込めの機能、 放射線遮蔽の機能、火災若しくは爆発による損傷の防 止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能が 喪失し、又は喪失するおそれのある故障が発生した 場合は、再処理施設報告基準第 3 号の対象となります。 その他、個別の事象については、事業者が再処理 施設において発生した事象に応じて該当性を判断し、 報告することになります。

	<p><火災関係></p>	
<p>7</p>	<p>再処理規則第19条の16の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見></p> <p>5頁11行目の「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」に、以下の例示を追記していただきたい。</p> <p>○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。</p> <p><理由></p> <p>当該記載が、他の規則の解釈（案）の（第二号及び第三号の対象とならない場合の例）として以下のとおり示されており、記載統一の観点から追記が必要であり、本例示については再処理施設についても同様に第二号及び第三号には該当しないと考えられるため。</p> <p>・加工規則第9条の16の規定による報告に関する解釈（案）では、「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」として、5頁の上から9行目「○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」に「○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。」を追記します。</p>

	<p>火又は自然鎮火したとき。」が記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理規則第35条の16の規定による報告に関する解釈（案）では、「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」として、5頁の上から3行目「火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。」が記されている。 ・第二種埋設規則第22条の17の規定による報告に関する解釈（案）では、「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」として、4頁の上から18行目「○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。」が記されている。 	
8	<p>再処理規則第19条の16の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見></p> <p>5頁11行目の「(第二号及び第三号の対象とならない場合の例)」に、以下の例示を追記していただきたい。</p> <p>○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。</p>	

<理由>

解釈案の2頁の下から8行目の“1. 目的”では、“安全に影響を及ぼすおそれがあるため、報告を求める”または“直ちに安全に影響を及ぼす可能性があるため、報告を求める”とされている。安全に影響を与えない場合は報告を求めるものではないと考える。

なお、他の規則の解釈（案）では、以下のとおり記載されている。

・加工規則第9条の16の規定による報告に関する解釈（案）では、“（第二号及び第三号の対象とならない場合の例）”として、5頁の上から9行目“○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。”が記されている。

・管理規則第35条の16の規定による報告に関する解釈（案）では、“（第二号及び第三号の対象とならない場合の例）”として、5頁の上から3行目“○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。”が記されている。

	<p>・第二種埋設規則第22条の17の規定による報告に関する解釈（案）では、“（第二号及び第三号の対象とならない場合の例）”として、4頁の上から18行目“○火災又は爆発が発生した場合であっても、安全に影響を与えずに、消火により鎮火又は自然鎮火したとき。”が記されている。</p>	
	<p><その他></p>	
9	<p>再処理規則第19条の16の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見></p> <p>6頁の上から8行目の「（第二号及び第三号の対象とならない場合の例）」の「○外部電源喪失に伴って安全状重要な施設である機器が停止した場合において、」を「○外部電源喪失に伴って安全上重要な施設である機器が停止した場合において、」に修正していただきたい。</p> <p><理由></p> <p>安全状重要な施設は、誤記であるため。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「○外部電源喪失に伴って安全上重要な施設である機器が停止した場合において、非常用発電機の起動後に自動又は手動により、あらかじめ想定された時間内に復旧したとき。」に修正します。</p>

⑤核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された

物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案）		
番号	提出意見	考え方
	<事故報告の対象関係>	
1	<p>管理規則第35条の16の規定による報告に関する解釈（案）に対する意見</p> <p><意見></p> <p>3頁の上から15行目の「3. 運用上の留意点」に 「第二号の対象となる場合の例については、廃棄物管理施設の故障に係る修理のため特別の措置を必要とするときに報告対象となる。」 を追記していただきたい。</p> <p><理由></p> <p>解釈案の「1. 目的」2頁の下から11行目に 「廃棄物管理施設の故障を修理するために特別の措置を必要とする場合には、同施設の設計上想定していない事象が生じ、安全に影響を及ぼすおそれがあるため、報告を求めるものである。」とされているが、「(第二号の対象となる場合の例)」3頁の上から19行目では、「〇キャスク等の重量物又はガラ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の内容は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号）第35条の16に規定されており、明確であると考えています。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日開催）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。

	<p>ス固化体が落下又は転倒したことにより、廃棄物管理施設の機器又はガラス固化体が損傷したとき。」とあるなど、特別の措置を要するか否かに係らず報告を求めると解釈できる例が示されており、第二号の報告対象の定義を明記する必要がある。</p>	
--	--	--

⑥核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案）

番号	提出意見	考え方
	<p>＜事故報告の対象関係＞</p>	
1	<p>第二種廃棄物埋設は核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときの報告を求めているが、核原料物質の盗取又は所在不明は求めている。第二種廃棄物埋設では核原料物質の盗取又は所在不明の発生は考え難い事象であるか説明を求めたい。</p>	<p>➤ 第二種廃棄物埋設は核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を対象としており、核原料物質は第二種廃棄物埋設の対象ではないためです。</p>

⑦核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案）

番号	提出意見	考え方
	<p>＜事故報告の対象関係＞</p>	
1	<p>・3ページの最下行の6行上「使用施設等の故障を修理するために」は削除したほうがよい。1.の文意とは整合していない記載であるから。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「使用施設等の故障を修理するために」を削除します。</p>
2	<p>改正案「燃料使用規則の解釈」の「3 その他 廃止措置段階にある使用施設等の取扱い」において「?その時点での施設の安全に関する事象?」とあるが、「安全に関する事象」とは、どのような事象をさすのか。実用炉規則の解釈と同様に対象号数を記載すべきと考えるが。併せて放射性同位元素の解釈にも記載すべきと考えるが。</p>	<p>➤ 廃止措置段階にある核燃料施設等について、実用発電用原子炉及び研究開発段階発電用原子炉と同様にその時点で安全に関する事象を対象とすることを考えていますが、使用施設を含む核燃料施設等の場合は、核燃料物質の取扱いの形態や状況が多岐に渡ることから、対象の号を規定することは現時点で困難であると考えています。今後、必要に応じて、廃止措置計画等における性能維持施設等を参考に具体化することを検討していきます。</p> <p>➤ また、御指摘の記載は原子炉等規制法上の原子力施設の廃止措置段階における法令報告の取扱いを規定しているものであり、この取扱いは放射性同位元素等規制法上の放射線施設に適用されるものではありません。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ よって、原案のとおりとします。
3	<p>また、使用施設等は、液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造としているが、この構造体も云わば漏えいの拡大を防止するためにあらかじめ設置された区画と解釈できる。つまり、管理区域全体が施設外に漏えいするおそれがない構造と設計すれば、管理区域全体が堰であり、液体状の核燃料物質等の管理区域内への漏えいにかかる報告は一切発生しないとも解釈出来るが良いか。</p> <p>考えが異なるのであれば、区画の意味するところ、何を堰と見なさないかを、福島第一の解釈の堰の考え方を例に、解釈上明らかとする必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 堰は漏えいを防止するものであり、その堰の外に漏えいがあったときは、法令報告の対象となります。また、管理区域全体を堰としている場合、管理区域（堰）の外に漏えいがあったときは、法令報告の対象となります。
4	<p>1. 「核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。」について、同様のことが「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈」でも定められており、そこでは、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 核燃料物質等による汚染が検出できなかった場合は、核燃料物質等が漏えいした事実が確認できず、法令報告事象に当たらないと考えられることから、現状の記載で判断できると考えています。 ➤ よって、原案のとおりとします。

	<p>報告対象でない事例として、排水管に亀裂が生じたため測定を行ったが、汚染が検出されなかったとき。ということが記載されている。つまり、排水が漏れたが汚染が検出されていなければ、報告対象ではないということである。本解釈でも同様だと考えられるので、記載の追記をしたほうがよい。</p>	
5	<p>2.「三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるとき。」について、報告対象でない事例に「負圧を維持するグローブボックス等の系統の排風機が、停電等により停止し、負圧が浅くなったが、早期に復旧したため、グローブボックスの物理的障壁等によりグローブボックス外に漏えいしなかったとき。」と記載されているが、ここで重要なことはグローブボックス外に漏えいしなかったということだと思う。早期に復旧したためという記載があることで、早期に復旧できなければ、グローブボックス外に漏えいしていなくても法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 報告対象ではない事例の一つとして示しているため、個別な事象については、事業者が使用施設において発生した事象に応じて、報告することになります。 ➤ よって、原案のとおりとします。

	<p>令報告に該当するように解釈する可能性があるので、「早期に復旧したため」という記載を削除したほうがよい。</p>	
6	<p>3. 「二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。」について、今までは「核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき」という記載があつたので、ある程度報告対象が限定されていたが、今回削除されたことで、報告対象が拡大された印象がある。ただ、軽微な故障までは報告対象とすることは法令報告という意味を考えると間違っていると思う。よって、より安全に影響がある事象を対象にしたほうが良いと思う。一例として実用炉等で定められているPS、MSのうち、そのグレードが2以上の対象物と同等な機器等の故障にすることが考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力施設の安全に関する事象を報告対象とするため、今般の関係規則の改正案では、「業に支障を及ぼしたとき」を削除することとしており、使用施設等の安全に影響を及ぼした場合に、法令報告の対象となります。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日開催）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。
7	<p>原料使用は原料使用報告基準全5号と解釈に明記しているが、原料使用規則は第一項において全5号、第二項において全3号の合計8号存在している。解釈には第一項の解釈のみ定めたものであるため、第二項の解釈の仕方について説明を求め、また、第二項の全3号の規定のみで報告として事足りるのか、特に工場又は事業所の外において放射性廃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現時点では、核原料物質の使用等に関する規則（昭和43年総理府令第46号）第5条第2項に規定されている内容で運用できるため、解釈に記載すべき事項はないと考えています。また、核原料物質の使用に係る放射性廃棄物の廃棄については、施設の特性に鑑み、自然環境や人への影響に着目し、報告対象としてい

	<p>棄物を廃棄する際の施設が故障し、当該故障に係る修理のため特別の措置を講じる場合等の報告は不要とする根拠の説明を求めたい。</p>	<p>ます。</p>
8	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（案）について</p> <p>4. 事例について</p> <p>のマル1について、「使用施設等の故障により機器が故障したが」と記載されているが、使用施設等の故障により機器が故障するとは、具体的にどのようなことを想定しているのかが不明確であり、該当するような事象について具体的に記載していただきたい。</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「使用施設等の故障が発生したが」と修正します。また、使用施設等は様々な設備があり、具体的な事象を記載することが困難であるため、事業者が事象の状況に応じて判断することになります。</p>
9	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈の制定について（案）</p>	<p>➤ 「放射エネルギーが微量のとき」については、御指摘のとおり、「法律第62条の3の規定に基づく使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（案）」（以下「再処理施設における法令報告に</p>

<p>8 ページ 6?17 行目</p> <p>核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10第八号ハ「漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。」に係る語句、文章の解釈として「漏えいの程度が軽微なとき」についての解釈が示されている一方で、「放射エネルギーが微量のとき」についての解釈が示されていないため、「放射エネルギー」による法令報告の該非について統一的な判断ができない。</p> <p>「使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈」や「加工の事業に関する規則第9条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈」の記載（「放射エネルギーが微量のとき」：漏えいした使用済燃料等が液体状のものについては、使用済燃料等の放射エネルギーとして、アルファ線を放出しない放射性物質で3.7×10^{10}Bq を、アルファ線を放出する放射性物質で3.7×10^5Bq を目安とし、これらを超えなかったときをいう。）のような定量的な解釈が示されるべきである。また、放射性物質（漏えいの対象）の性状については、「液体状のも</p>	<p>係る解釈」という。）等には記載がありますが、今回の改正に際しては特に検討しておらず、現行の記載のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 記載の妥当性については、必要に応じて検討します。➤ また、「漏えい」については、液体状のものに限ってはいません。
--	---

	の」に限定すべきではない（「固体状（粉体）のもの」も対象とすべきである）。	
	<その他>	
10	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（案）について</p> <p>第2号と第3号とについては、内容が重複しており、今回の改訂内容が原子力安全への影響を主眼に置くことを踏まえると、第2号の記載は不要であり削除し、第3号の記載のみとするべきである。</p>	<p>➤ 施設の故障に係る法令報告事象については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日開催）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。</p>

⑧複数の法令報告に係る解釈（案）		
番号	提出意見	考え方
1	<p>今回の意見公募のうち、「別紙3-1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈」について、「廃止措置段階にある発電用原子炉施設の取扱い」の改正案が</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設外」という表現では、共用先の使用済燃料プール等も含まれているように理解される可能性があるため、「廃止措置段階にある発電用原子炉施設の</p>

示されている。

この改正案は、「発電用原子炉施設について、サイト全体ではなく一部の号機のみ廃止措置を行う場合を想定して、記載を適正化する」となっているが、現状の改正案では、サイト内で共用している貯蔵施設に燃料体を貯蔵している際の扱いが明確でない。

例えば、サイト内に燃料体を貯蔵する施設として、A号炉（廃止措置中）の使用済燃料プール（A号炉施設）、B号炉（運転中）の使用済燃料プール（B号炉施設:AB共用）及び乾式貯蔵施設（B号炉施設:AB共用）を想定した場合、「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設」にB号炉の使用済燃料プール及び乾式貯蔵施設が含まれると解釈できる。

そのため、今回の改正趣旨からすれば、A号炉の燃料をB号炉又は乾式貯蔵施設に全て移送した場合、第7回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合において提案した改正案のうち、改正案2を適用できるはずが、解釈の相違により改正案1を適用する可能性がある。

以上より、「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設

貯蔵施設外」に修正します。

- これに倣い、試験研究用等原子炉における法令報告に係る解釈の「Ⅲその他」についても、「①「運転終了から全ての燃料体（使用済燃料を含む。以下同じ。）を廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設の貯蔵施設外に搬出するまで」」、「②「全ての燃料体が廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設の貯蔵施設外に搬出されているとき」」及び「既に燃料体が廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設の貯蔵施設内に存在せず、また使用済燃料の冷却等も必要なくなることから、原則、第5号～第12号を適用することとし、他の規定については実態に応じ、安全確保の観点から関係する規定を適用することとする。」に修正します。

	外」ではなく、「廃止措置中の貯蔵施設外」や「廃止措置施設外」のような明確となる記載がよいのではないか。	
2	<p>「実用炉則等等による報告に関する解釈」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14ページの2行目「廃止措置段階にある発電用原子炉施設」と、同5行目「廃止措置に係る発電用原子炉施設」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。同じものを指しているのであれば。 	
3	<p>加工規則第9条の16の規定による報告に関する解釈(案)に対する意見</p> <p><意見></p> <p>3頁の下から5行目の「(第三号の対象となる場合の例)」に「○加工施設で火災又は爆発が発生したことにより、加工施設の機器が損傷したとき。」を追記していただきたい。また、3頁の上から25行目の「(第二号の対象となる場合の例)」に記されている「○加工施設で火災又は爆発が発生したことにより、加工施設の機器が損傷したとき。」を削除していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 加工規則第9条の16第3号は加工施設の故障により加工施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるときに、法令報告を求めるものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ これに倣い、使用済燃料の再処理の事業、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業及び使用済燃料の貯蔵の事業に係る法令報告の解釈についても、下記のように修正します。 ➤ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する

<理由>

当該記載が、他の規則の解釈（案）で（第三号の対象となる場合の例）として以下のとおり示されており、記載統一の観点から追記が必要であるため。

・管理規則第35条の16の規定による報告に関する解釈（案）では、「（第三号の対象となる場合の例）」として、4頁の上から20行目「○火災又は爆発が発生したことにより、廃棄物管理施設の機器が損傷したとき。」が記されている。

・再処理規則第19条の16の規定による報告に関する解釈（案）では、「（第三号の対象となる場合の例）」として、5頁の上から11行目「○火災又は爆発が発生した際に、火災又は爆発による損傷の防止の機能が十分に機能しなかったため、安全上重要な施設が故障したとき。」が記されている。

・第二種埋設規則第22条の17の規定による報告に関する解釈（案）では、「（第三号の対象となる場合の例）」として、4頁の上から3行目「○廃棄物埋設施設で火災又は爆発が発生したことにより、廃棄物埋設施設の機器が損傷したとき。」が記されている。

再処理施設における法令報告に係る解釈の「第二号の対象となる場合の例」の「○安全上重要な施設以外で火災又は爆発が発生したことにより、再処理施設の機器が損傷したとき。」を「○火災又は爆発が発生したことにより、再処理施設の機器が損傷したとき。」に修正し、「第三号の対象となる場合の例」の「○火災又は爆発が発生した際に、火災又は爆発による損傷の防止の機能が十分に機能しなかったため、安全上重要な施設が故障したとき。」を削除します。

➤ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（案）」の「第二号の対象となる場合の例」に「○火災又は爆発が発生したことにより、廃棄物管理施設の機器が損傷したとき。」を追記し、「第三号の対象となる場合の例」の「○火災又は爆発が発生したことにより、廃棄物管理施設の機器が損傷したとき。」を削除します。

		<ul style="list-style-type: none">➤ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈(案)」の「第二号の対象となる場合の例」に「○火災又は爆発が発生したことにより、廃棄物埋設施設の機器が損傷したとき。」を追記し、「第三号の対象となる場合の例」の「○廃棄物埋設施設で火災又は爆発が発生したことにより、廃棄物埋設施設の機器が損傷したとき。」を削除します。➤ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第43条の13の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈(案)」の「第二号の対象となる場合の例」に「○火災又は爆発が発生したことにより、使用済燃料貯蔵施設の機器が損傷したとき。」を追記し、「第三号の対象となる場合の例」の「○火災又は爆発が発生したことにより、使用済燃料貯蔵施設の機器が損傷したとき。」を削除します。
--	--	--

		より、使用済燃料貯蔵施設の機器が損傷したとき。」を削除します。
4	<p>核燃料使用規則第6条の10及び核原料使用規則第5条による報告に関する解釈(案)の別添の2ページの最下行の1行上「機器の誤操作」は「作業員の誤操作」の誤記ではないか?</p> <p>また、「機器の誤作動」は「使用施設等に異状」(が生じること)に該当するのではないか?</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「②「使用施設等の故障」: 使用施設等の物理的な損傷、破損による場合はもとより、操作員若しくは作業員の誤操作又は機器の誤作動により使用施設等の正常な機能が損なわれることをいう。なお、操作員若しくは作業員の誤操作又は機器の誤作動があっても、安全に影響がないときは、「使用施設等の故障」には含まれない。」に修正します。</p>
5	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈(案)等について</p> <p>2. 語句・文章の解釈について</p> <p>マル2の「使用施設等の故障」の定義については、使用施設等に異状の有無に関わらず、原子力安全に影響がなければ、「使用施設の故障」に含まれないとすべきである。</p>	<p>➤ これに倣い、試験研究用等原子炉における法令報告に係る解釈の第2号の「2. 語句・文章の解釈について」の「②「試験研究用等原子炉施設の故障」: 試験研究用等原子炉施設の物理的な損傷、破損による場合はもとより、運転員若しくは作業員の誤操作又は機器の誤作動により試験研究用等原子炉施設の正常な機能が損なわれることをいう。なお、運転員若しくは作業員の誤操作又は機器の誤作動があっても、安全に影響がないため、その後の試験研究用等原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときは、「試験研究用等原子炉施</p>

	<p>例えば、使用施設の通路の照明設備が故障し、使用施設に異状が生じたため、通常の保守では行っていないような、製造メーカーによる照明設備の交換を行っただけで、法令報告に該当するように、現状の解釈の記載では読めしまう。</p> <p>今回の改訂は、原子力安全への影響を主眼を置いたものであることから、原子力安全と無関係な設備や機器等の誤操作や故障などによる使用施設等の異状については、法令報告の対象外とするべきである。</p>	<p>設の故障」には含まれない。」に修正します。</p>
6	<p>各解釈で記載の整合がとれていない。</p> <p>例として、核燃料使用規則などの解釈は「漏えいの拡大を防止するための堰」：核燃料物質等の漏えいの拡大を防止するためにあらかじめ設置された容器、設備又は区画等をいう。」とし、実用炉規則の解釈は「漏えいの拡大を防止するための堰」：核燃料物質等の漏えいの拡大を防止するために、常時又は予め一時的に設置された容器、設備又は区画をいう。」と、同種の要求なのに、核燃料使用規則などの解釈は、あらかじめ一時的に設置された容器、設備又は区画を認めていない点に差がある。同種の要求であれば、各解釈の同じ要</p>	<p>➤ 御意見を踏まえ、「④「漏えいの拡大を防止するための堰」：核燃料物質等の漏えいの拡大を防止するために常時又は予め一時的に設置された容器、設備又は区画等をいう。」に修正します。</p> <p>➤ これに倣い、試験研究用等原子炉における法令報告に係る解釈第9号の「2. 語句・文章の解釈について」の「③「漏えいの拡大を防止するための堰」：核燃料物質等の漏えいの拡大を防止するために常時又は予め一時的に設置された容器、設備又は区画等をいう。」に修正します。</p>

	<p>求の記載の並びをこの号に限らず整える必要がある。</p>	
<p>7</p>	<p>実用炉則第134条及び研究開発段階炉則第129条による報告に関する解釈(案)の別添の8ページの2.の(参考)の「ガンマ核種」は「ガンマ線放出核種」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見を踏まえ修正します。 ➤ これに倣い、試験研究用等原子炉並びに核燃料物質の使用等及び核原料物質の使用に係る法令報告の解釈についても、下記のとおり修正します。 ➤ 試験研究用等原子炉における法令報告に係る解釈第10号の「2. 語句・文章の解釈について」の「②「超えるおそれのあるとき」:例えば、アルファ線放出核種の吸入摂取による内部被ばくの場合のようにバイオアッセイ法で評価するために時間を要する場合等において、被ばく時の状況から空气中濃度の測定結果などから被ばく線量を安全側に算出し、その結果、本号に定める線量を超えるとき等をいう。」に修正します。 ➤ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈(案)」の第10号の「2. 語句・文章の解釈について」の「②「超える

		<p>おそれのあるとき」：例えば、アルファ線放出核種の吸入摂取による内部被ばくの場合のようにバイオアッセイ法で評価するために時間を要する場合等において、被ばく時の状況から空气中濃度の測定結果などから被ばく線量を安全側に算出し、その結果、本号に定める線量を超えるとき等をいう。」に修正します。</p>
--	--	---

(3) その他関連する御意見

番号	提出意見	考え方
1	受付締切日時の「2023年12月11日0時0分」は「2023年12月9日0時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要綱によると意見提出期間は12月8日までだから。」	➤ 意見公募開始後速やかに「2023年12月9日0時0分」に受付締切日時を修正いたしました。
2	横表示にされると読みにくい	➤ 御意見を踏まえ、今後、改善します。
3	<p>【意見その一】 鉱山保安法施行規則第四十六条を本改正案と同様に改正すること</p> <p>【意見その二】 原子力規制委員会が核原料物質鉱山の規制を行うこと</p> <p>【意見詳細】 鉱山保安法施行規則第四十六条のうち、核原料物質鉱山に関する要求の一つとして「二十二 核原料物質鉱山において、製錬施設の故障（製錬施設の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）があったとき」との項目がある。本改正案のハネ改正として、同様に修正する必要があるか検討される必要がある。</p> <p>検討にあたっては、鉱山保安法施行規則が経済産業省の所管であることを鑑み、各省から必要な情報伝達が必要であ</p>	➤ 鉱山保安法施行規則については、原子力規制委員会は所管しておらず、意見公募の対象ではありません。原子力規制委員会においては、原子炉等規制法に基づき、製錬施設に対して、必要な規制を行います。

	<p>る。今回であれば、原子力規制委員会から経済産業省に対して改正の意見を伝達すべきである。</p> <p>また、それに合わせて改正すべきは、核原料物質鉱山の規制が、原子力推進官庁である経済産業省が単独で所管している点である。</p> <p>原子力規制委員会は、原子力利用を一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力に関する規制を一元的につかさどる。この目的で設置されたにも関わらず、核原料物質鉱山あたっては、原子力規制委員会が規制権限を持ち合わせていない。</p> <p>原子力規制委員会の設置の目的を果たすため、核原料物質鉱山にあたっては、原子力規制委員会に規制権限を移管するか、原子力規制委員会及び経済産業省の両者所管とする必要がある。</p>	
4	<p>使用済燃料貯蔵施設は故障があった場合になっているのに、使用施設等は故障があった場合と、同じような要求で小さい<っ>と大きい<つ>がごちゃごちゃになっている。法令上大きい<つ>になっており古くからの慣習とは分かるが古く</p>	<p>➤ 御指摘の点については、「法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（通知）」（昭和63年内閣法制局総発第125号）において、昭和64年以降に新規制定される法令においては</p>

からの慣習を守るのが必ずしも良い事ではないし、現代の日本語の使い方にもかけ離れてて読みにくい。一般人から見れば日本語の使い方からかけ離れた法令の古くからの慣習は敬遠されるし、一般人に読めない独特の表現を使い続けるのは長い目で見れば害しかない。いい加減、古い法令の慣習から脱却するためにも、法令改正する時に大きい〈つ〉などを直すことも検討して欲しい。

小書きの「っ」等を用いることとされた一方、それよりも前に制定されていた法令については、これを一部改正する際被改正法令が大書きの「つ」等を用いている場合は旧表記のままとされており、これに基づき他府省庁においても同様の取扱いが基本となっていると承知しています。

- 御指摘の「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則」は、平成12年に新規制定され前者に当たるため小書きの「っ」等を用いる現代仮名遣いとなっていますが、「核燃料物質の使用等に関する規則」は昭和63年以前に制定されていたため後者に当たり、今日に至るまで累次の改正を経ても大書きの「つ」等を用いる旧表記が残っています。
- こうした経緯・理由に加え、仮にこれらを小書きの「っ」等に改める場合にはその改正が広範に及び、相当の時間と労力を要すると見込まれる一方で、大書きの「つ」等を用いる旧表記は実務上難読に過ぎるものではなく喫緊の課題とまでは言えないため、当面は現在の取扱いを継続することとしています。

		<p>他方で、今後、旧表記が残ったままの現行法令を改正する際その改正が広範に及ぶような場合や現行法令を廃止して新たに制定し直すような場合には、小書きの「っ」等を用いる現代仮名遣いに表記を改めることも併せて検討することとします。</p>
5	<p>放射線業務従事者以外の者なのに0.5ミリシーベルトを超える可能性があるからって急な放射線業務従事者に指名といったことが起こりえないと言えるのか</p>	<p>➤ 各事業所の保安規定において、放射線業務従事者に対する保安教育について定められており、放射線業務従事者として業務を行う際は、この保安教育を受けることになることと承知しています。</p>
6	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈(案)がパブリック・コメントページに掲載されていない。従って意見公募は仕切り直しではないか。</p>	<p>➤ 本改正の目的は、訓令を解釈に変更するもので、「文書の位置付けを適正化する」というものです。令和5年度第42回原子力規制委員会(令和5年11月8日)において、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈(案)」は、内容の変更を伴わないことから、意見公募の対象としないこととしました。</p>

<p>7</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則に対する意見</p> <p>規則第16条の14第3号</p> <p>「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により」を「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。以下同じ。）の故障（次号に掲げる場合を除く。）により」に改めること。</p> <p>規則第16条の14第4号</p> <p>「火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障」を「火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障」に改めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）」は、今般の関係規則の改正案に含まれておらず、意見公募の対象ではありません。 ➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日）で了承された今後の対応方針に基づいて、引き続き、検討を進めます。
----------	--	--

	<p>理由</p> <p>「多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む」規定が重複しており、「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物」が他に用いられていないため。</p> <p>また、新解釈上、「火災による安全上重要な機器等の故障については、試験炉報告基準第三号に基づく報告は要しない。」としているが、規則では除外されていないため。</p>	
8	<p>公表があったときを除くとは、具体的に何をどういう風に公表することを指しているのか明確化してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」及び「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」は、今般の関係規則の改正案に含まれておらず、意見公募の対象ではありませんが、これらの規則の解釈において「公表は運転の停止又は出力変化を行う時期までに行われるものをいう。ただし、自動停止した場合、又は安全確保のために速やかに手動停止若しくは出力変化を行う必要がある場合は、事後速やかに公表されるものを含む。」としています。 ➤ なお、施設の故障に係る法令報告事象については、令

		<p>和5年度第42回原子力規制委員会（令和5年11月8日）資料2の「5. 今後の対応方針（委員会了承事項）」において示しているとおり、法令報告の対象や運用について、今後、法令報告と原子力規制検査の役割分担の観点から、実用発電用原子炉施設を含めて検討することとしています。</p>
--	--	--